

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

島根県知事

殿



提出者

住 所 広島県広島市南区西荒神町1-8

氏 名 株式会社浅沼組 広島支店

執行役員支店長 荒谷 拓司

電話番号 082-568-8311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社浅沼組 広島支店
事業場の所在 地	島根県（松江市を除く）建設工事現場
計画期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類	総合工事業
2 事業の規模	令和4年度 広島支店管轄完成工事高 7,539百万円
3 従業員数	61名（広島支店管内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2の通り

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1、2の通り

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1、2の通り

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
--	-----	-------------------------------

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 実施なし		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 実施なし		
①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t

		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		実施なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙1、2の通り			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t
②計画	再生利用業者へ の 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)				

(第5面)

②計画	【目標】 別紙1、2の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1
(B)資源処理計画実施状況評価用紙

現状：前年度（令和4年度） 実績量
計画：今年度（令和5年度）

废弃物の種類	排出抑制に図る取り組み		自己判断で利用する事項		自己判断で廃棄物管理に関する事項		自己判断で廃棄物等における取扱い		廃棄物を回収する行為		廃棄物を回収する行為		廃棄物を回収する行為	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え残り														
汚泥														
瓦礫														
廃アクリル														
床フローテック類	31.01	40												
紙くず	12.35	10												
木くず	161.94	100												
繊維くず	0.72	-												
栽培地被植物														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	14.925	20												
ガラスくず・コクリートくず及び陶磁器くず	13.55	20												
盆さい	1018.386	700												
がれき類														
動物の死骸														
動物の毛皮														
はなぐら														
廃石鹼液	21.22	20												
建設資材廃棄物	3.64	3												
木造建物資材廃棄物(原木・光管)	0.13	0												
石鹼合成廃棄物	13.771	30												
合計	1370.286	943	0	0	0	0	0	0	130.286	943	138.21	233	0	0

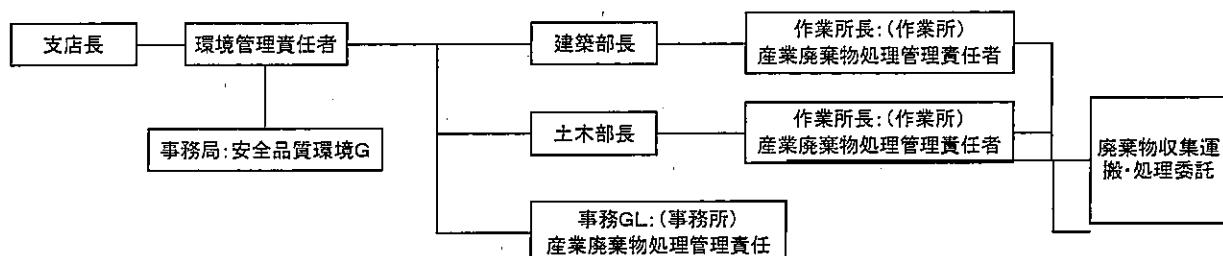
※上記二分類でない生産廃棄物がある場合は、立派へその品目別廃棄物の具体的な名前を記入してください。

別紙2

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和4年度 広島支店管轄完成工事高 7,539百万円
③従業員数	61名（広島支店管内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>作業所施工による産業廃棄物の発生 ⇒ 運搬及び処分の委託</p> <p>1) がれき類：処理委託し再生砕石等。再生できないくず類については安定型処分場に廃棄</p> <p>2) 廃プラスチック類：中間処理委託し、選別・圧縮等の工程を経て原燃料等として再生。再生不可のものは安定型処分場に廃棄</p> <p>3) 紙くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、製紙原料・セメント原燃料等として再生</p> <p>4) 木くず：中間処理委託し、破碎後バイオマス発電燃料・堆肥・マルチング材等として再生</p> <p>5) 金属くず：有償売却。不可のものは中間処理委託し、原料として再生</p> <p>6) 石膏ボード：中間処理委託し、ボード等原料・改良材などとして再生。再生不可のものは管理型処分場に廃棄</p> <p>7) 混合廃棄物：中間処理委託し選別し、上記の処理を実施。選別できないものについては安定型もしくは管理型処分場に廃棄</p>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等）



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> □新築工事における建設廃棄物排出量の目標設定 RC造：28kg/m³以下、S造：16kg/m³以下。 □建設廃棄物排出量抑制行動内容 <ul style="list-style-type: none"> ・資材の適量発注により余剰品、過剰在庫の抑制 ・施工ミス削減 ・資材の簡易包装、再利用可能な梱包の使用 ・適切な分別により、有価物処理の実施
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> □新築工事における建設廃棄物排出量の目標設定 RC造：28kg/m³以下、S造：16kg/m³以下。 混合廃棄物については 5kg/m³以下 □建設廃棄物排出量抑制行動内容 上記事項を継続実施

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> □各作業所において、コンクリート塊・アスコン塊・木くずの特定建設資材を基本に、その他がれき・陶磁器コンクリートくず・紙くず・段ボール・廃プラスチック類・金属くず・石膏ボード（一部広域認定制度利用）などに分別を実施 □混合廃棄物排出量を 5 kg/m³（施工床面積対比）として目標設定
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記事項を継続実施

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 各作業所毎に産業廃棄物の適切処理・委託を徹底 ・中間処理施設の確認、処分場の現状確認の実施 ・各許可関係、中間処理後の処理ルートの確認 ・マニフェストなどを通し、各委託業者の管理・監視の徹底
②計画	(今後実施する予定の取組) 上記事項を継続実施 これに加えて、マニフェストの電子化促進を行う